

議案第 53 号

市川市庁舎整備基本構想策定委員会条例の廃止について

市川市庁舎整備基本構想策定委員会条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市庁舎整備基本構想策定委員会条例を廃止する条例

市川市庁舎整備基本構想策定委員会条例（平成 24 年条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 庁舎整備基本構想策定委員会委員の項を削る。

理 由

本市の庁舎整備基本構想に基づく新庁舎建設基本設計が策定されたことを踏まえ、庁舎整備基本構想策定委員会を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。